
令和2年 6 月 宇美町議会定例会会議録 (第2日)

令和2年6月9日 (火曜日)

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (内容 専決第1号 町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第4 同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第32号 工事請負契約の締結について (内容 令和2年度昭和町既存町営住宅解体工事 (第3期))
- 日程第18 議案第33号 工事請負契約の締結について (内容 令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事)
- 日程第19 議案第34号 工事請負契約の締結について (内容 令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事)
- 日程第20 議案第35号 工事請負契約の締結について (内容 令和2年度桜原小学校トイレ改修工事)
- 日程第21 議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第37号 宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第 2 3 議案第 3 8 号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 2 4 議案第 3 9 号 令和 2 年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 2 5 議案第 4 0 号 令和 2 年度宇美町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 2 6 議案第 4 1 号 令和 2 年度宇美町一般会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（内容 専決第 1 号 町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 2 同意第 1 号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 同意第 2 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 同意第 3 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 6 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 7 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 8 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 0 同意第 9 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 1 同意第 1 0 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 同意第 1 1 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 3 同意第 1 2 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 同意第 1 3 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 同意第 1 4 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 同意第 1 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 議案第 3 2 号 工事請負契約の締結について（内容 令和 2 年度昭和町既存町営住宅解体工事（第 3 期））
- 日程第 1 8 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について（内容 令和 2 年度桜原小学校校舎外壁等改修工事）
- 日程第 1 9 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について（内容 令和 2 年度宇美中学校体育館外壁等改修工事）
- 日程第 2 0 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について（内容 令和 2 年度桜原小学校トイレ改修工事）

- 日程第21 議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第37号 宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第38号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第39号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第40号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第41号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）

出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 丸山 康夫 | 2番 平野 龍彦 |
| 3番 安川 繁典 | 4番 藤木 泰 |
| 5番 入江 政行 | 6番 吉原 秀信 |
| 8番 黒川 悟 | 9番 脇田 義政 |
| 10番 小林 征男 | 11番 飛賀 貴夫 |
| 12番 白水 英至 | 13番 南里 正秀 |
| 14番 古賀ひろ子 | |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 議会事務局長 川畑 廣典
- 書記 太田 美和 書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 町長 …………… 木原 忠 | 副町長 …………… 高場 英信 |
| 教育長 …………… 佐々木壮一朗 | 総務課長 …………… 佐伯 剛美 |
| 危機管理課長 …………… 藤木 義和 | 財政課長 …………… 中西 敏光 |
| まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸 | 税務課長 …………… 江崎 浩二 |
| 会計課長 …………… 瓦田 浩一 | 住民課長 …………… 八島 勝行 |
| 健康福祉課長 …………… 尾上 靖子 | 環境農林課長 …………… 工藤 正人 |
| 管財課長 …………… 矢野 量久 | 都市整備課長 …………… 安川 忠行 |
| 上下水道課長 …………… 藤井 則昭 | 学校教育課長 …………… 原田 和幸 |

社会教育課長 …………… 飯西 美咲 子どもみらい課長 …… 太田 一男
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

10時00分開議

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。お手元に本日の議事日程第2号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。
本日の会議を開きます。

日程第1. 承認第3号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。江崎税務課長。

○税務課長（江崎浩二君） 失礼いたします。それでは、承認第3号につきまして、税務課より御説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年4月30日に町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページは専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。2ページからが町税条例の一部を改正する条例の改め文でございます。3ページまでとなっております。

4ページをお願いします。町税条例新旧対照表でございます。

表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。

4ページから7ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、8ページをお願いいたします。

この町税条例の一部を改正する条例の改正概要を用いまして、改正内容につきまして御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、その一部が同日に施行されたことに伴い、町税

条例の一部の改正を行っております。

今回の措置ですが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延を防止するために休業や自粛、ステイホーム等が行われましたが、このことによりまして、納税者にも様々な形で影響が出ております。

この納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講ずること等を目的として、地方税法の一部が改正されましたので、早急に町税条例の一部の改正を行っております。

それでは、項目ごとに概要を御説明させていただきます。

まずは、徴収の猶予制度の特例でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対しまして、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けております。

なお、この特例創設に伴う町の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置が創設されております。

次に、固定資産税でございます。

1つ目は、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に関わる固定資産税等の軽減措置でございます。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロとする措置でございます。

2つ目は、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものでございます。

個人住民税でございます。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に関わる対応でございますが、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居が期限の令和2年12月31日に遅れた場合と、既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6か月以内の入居）が遅れた場合につきまして、控除の対象となるよう、弾力的に対応するものでございます。

イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に関わる対応でございますが、政府の自粛要請を踏まえて、文化・芸術・スポーツイベントを中止した主催者に対し、チケット等を購入した観客等がその払戻しを受けることを辞退した場合、個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。

9ページお願いします。

最後に、軽自動車税でございます。

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次のページ10ページは、条文ごとの改正概要と施行日等でございます。

以上で説明を終わりますが、御承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 徴収の猶予制度は大変すばらしいことなんですけども、この1年後に猶予されるということですが、1年後はどういった徴収の仕方をされるんですか。その後、いずれにしても徴収はあるわけですから、この猶予された税金、これはどういう形で徴収されるかどうか、ちょっと聞かせていただきますか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 財政課の収納対策係の方から、担当になりますので回答させていただきますが、議員おっしゃるようにこの徴収猶予の特例については1年間ということで、これについては、もう延びることはございません。もう1年間限定ということになります。

したがって、その1年後につきましては、やはりその徴収猶予された納税者の方々、そういった方々の相談とか、そういったところに相談とか応じながら税の収納をさせていただくというようなこととなります。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 具体的にどういった徴収の方法をされるのかと。猶予をされたんだけど、1年後に通常の税金もあるわけで、この猶予された税金については具体的にどういった徴収をされるかということをお尋ねしているんです。

○議長（古賀ひろ子君） 中西課長。

○財政課長（中西敏光君） まず、このコロナ感染拡大の影響にはよるかと思えますけども、これにつきましては、やはりその影響を見ながら1年間の猶予ということでございますので、そういったところでの対応になっていこうかと思えます。

また回復すれば、やはり分納とか、そういったところで徴収をさせていただくというようなことになろうかと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、承認第3号は承認することに決定されました。

日程第2. 同意第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。それでは、同意第1号でございます。宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めますのでございます。

氏名は尾方伸一氏、住所、生年月日については、記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

宇美町固定資産評価審査委員会委員尾方伸一氏の任期が令和2年6月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

ページをおめくりください。

1ページには尾方氏の略歴を記載させていただいております。

経歴につきましては、平成8年に町内に尾方司法書士事務所を開業されているところでございます。

また、平成27年からは宇美町の各委員会等々に選任され、現在に至るという状況でございます。

ページをおめくりください。

2ページには、参考資料2としまして、上段に地方税法の抜粋、下段に固定資産評価審査委員会委員の名簿を記載させていただいております。

尾方伸一氏につきましては、再任された場合、令和2年7月の1日から3年間、令和5年の6月30日までの任期になるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第1号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第3. 同意第2号

日程第4. 同意第3号

日程第5. 同意第4号

日程第6. 同意第5号

日程第7. 同意第6号

日程第8. 同意第7号

日程第9. 同意第8号

日程第10. 同意第9号

日程第11. 同意第10号

日程第12. 同意第11号

日程第13. 同意第12号

日程第14. 同意第13号

日程第15. 同意第14号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命についてから、日程第15、同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 失礼します。同意第2号から同意第15号までの宇美町農業委員会委員の任命についての同意案件につきましては、令和2年7月19日をもちまして、現農業委員会委員全員の任期が満了となるということに伴いまして、新たに14人の農業委員として今回任命をするものでございまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、まずはじめに、今言われました同意第2号から同意第14号までの宇美町農業委員会委員の任命について、一括して御説明をさせていただきます。

同意第2号をお願いいたします。

同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について。宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和2年6月8日提出、宇美町長木原忠。

住所、[REDACTED]、氏名、藤木和則、生年月日、[REDACTED]でございます。

提案理由でございますが、宇美町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了することに伴い、藤木和則氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページ1ページに参考資料1といたしまして、藤木和則氏の略歴をつけておりますので、御参照願います。

なお、藤木和則氏につきましては、障子岳農区水利組合から推薦をされておるところでございます。

また、次の2ページの参考資料2には、農業委員会等に関する法律の抜粋と現宇美町農業委員会委員の名簿を掲載いたしております。

委員の任期につきましては、3年となっております、今回同意が得られますと、新しい委員の任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となるところでございます。

次の同意第3号から同意第14号までにつきましては、同意番号、住所、氏名、生年月日、推薦者のみ読み上げさせていただきます。

参考資料につきましては、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、同意第3号でございます。

同意第3号、住所、[REDACTED]、氏名、松田亮太、生年月日、[REDACTED]。

次のページ、松田亮太氏につきましては、障子岳農区水利組合から推薦をされております。

2枚めくっていただきまして、同意第4号をお願いいたします。

同意第4号、住所、[REDACTED]、氏名、藤木匠、生年月日、[REDACTED]。

次のページです。藤木匠氏につきましては、障子岳農区水利組合から推薦をされております。

また2枚めくっていただきまして、同意第5号をお願いいたします。

同意第5号、住所が[REDACTED]、氏名、田原政則、生年月日、[REDACTED]でございます。

次のページです。田原政則氏につきましては、三原農区から推薦をされております。

また2ページ、お願いいたします。続きまして、同意第6号でございます。

同意第6号、住所が[REDACTED]、氏名、森尾俊久、生年

月日、[REDACTED]。

次のページ、森尾俊久氏につきましては、早見農区から推薦をされております。

続きまして、また2枚めくっていただき、同意第7号をお願いいたします。

同意第7号、住所、[REDACTED]、氏名、武内チズヨ、生年月日、
[REDACTED]でございます。

次のページ、武内チズヨ氏につきましては、辻荒木農区の宇美氏から推薦をされておるところ
でございます。

2枚めくっていただきまして、同意第8号をお願いいたします。

同意第8号、住所、[REDACTED]、氏名、入江武美、生年月日、
[REDACTED]。

次のページです。入江武美氏につきましては、下宇美農区から推薦されております。

続きまして、2枚めくっていただきまして、同意第9号となります。

同意第9号、住所、[REDACTED]、氏名、世利哲昭、生年月日、
[REDACTED]でございます。

次のページです。世利哲昭氏につきましては、井野区水利組合から推薦をされております。

また、すみません、2枚お願いいたします。続きまして、同意第10号でございます。

同意第10号、住所、[REDACTED]、氏名、萩尾眞悟、生年月日、
[REDACTED]でございます。

次のページです。萩尾眞悟氏につきましては、井野区水利組合から推薦をされております。

続きまして、また2枚、同意第11号をお願いいたします。

同意第11号、住所が[REDACTED]、氏名、瓦田久、生年月日、
[REDACTED]でございます。

次のページですが、瓦田久氏につきましては、炭焼一区水利組合から推薦をされております。

また2枚お願いいたします。同意第12号になります。

同意第12号、住所、[REDACTED]、氏名、安河内司、生年月
日、[REDACTED]でございます。

次のページをお願いします。安河内司氏につきましては、原田農区から推薦をされております。

また、2枚めくっていただきまして、同意第13号をお願いします。

同意第13号、住所、[REDACTED]、氏名、安河内豊、生年月日、
[REDACTED]でございます。

次のページですが、安河内豊氏につきましては、粕屋農業協同組合から推薦されております。

また2枚めくっていただきまして、最後になりますが、同意第14号をお願いいたします。

同意第14号、住所、XXXXXXXXXX、氏名、小菌雄一、生年月日、XXXXXXXXXXでございます。

次のページ、小菌雄一氏につきましては、宇美町商工会から推薦されておるところでございます。

ここですみません、次の2ページをお願いいたします。

参考資料2でございますが、ここの農業委員会等に関する法律第8条第6項のところを見ていただきたいんですが、第6項におきまして、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、今回小菌雄一氏につきましては、宇美町商工会から推薦を頂いておるところでございます。

以上13名につきましては、議会の同意を求めるものでございます。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のため申し上げます。これから採決を行います。採決はそれぞれの議案ごとに起立によって行います。

それでは、同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第2号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第3号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第4号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について採決いたします。同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第16、同意第15号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第16、同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、除斥に該当すると認められますので、4番、藤木議員の退場を求めます。

[4番 藤木 泰君退場]

○議長（古賀ひろ子君） 提案理由の説明を求めます。工藤環境農林課長。

○環境農林課長（工藤正人君） 引き続き失礼いたします。それでは、同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について御説明をいたします。

宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和2年6月8日提出、宇美町長木原忠。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、藤木泰、生年月日、

XXXXXXXXXX。

提案理由でございますが、宇美町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日で満了することに伴い、藤木泰氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページ1ページに参考資料1として、藤木泰氏の略歴をつけておりますので、御参照願

ます。

なお、藤木泰氏につきましては、障子岳農区水利組合から推薦されておるところでございます。

また、次の2ページの参考資料2には、農業委員会等に関する法律の抜粋と、現宇美町農業委員会委員の名簿を掲載いたしております。

委員の任期につきましては、3年となっております。同意が得られますと、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は起立によって行います。

同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定されました。

4番、藤木議員の除斥を解きます。

〔4番 藤木 泰君入場〕

日程第17. 議案第32号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第17、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久君） 失礼いたします。議案第32号について御説明申し上げます。

議案第32号 工事請負契約の締結について。令和2年度昭和町既存町営住宅解体工事（第3期）について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年6月8日提出、宇美町長木原忠。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町原田四丁目451番1地内外。

2、請負契約額、7,495万2,900円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額681万3,900円）

3、工事請負人、住所または所在、福岡市西区愛宕一丁目1番25号。氏名または名称、株式会社藤山組です。代表者資格氏名、代表取締役藤山貴茂。

提案理由ですが、令和2年度昭和町既存町営住宅解体工事（第3期）を施行するため、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結す

るに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

恐れ入ります、別紙資料の3ページをお開きください。

本工事の付近見取図、解体工事範囲図を添付いたしております。

位置につきましては、図中右手となります、令和2年3月に完成しました昭和町更新住宅2棟の北西側となり、旧昭和町町営住宅全12棟62戸の住宅を解体するものであります。

解体工事の内訳といたしましては、図中の左手より110棟から150棟の30戸、180及び190棟の12戸、210棟及び220棟の8戸、230及び240棟、310棟の12戸となります。

恐れ入ります、別紙参考資料、1ページをお願いいたします。

議案第32号の概要でございます。

1、工事の概要、旧住宅の構造といたしましては、コンクリートブロック造2階建てとなります。そのうち6戸並びの住宅が計7棟42戸、110棟から150棟、180棟及び190棟が該当となります。また、4戸並びの住宅が計5棟20戸、210棟から240棟、310棟が該当します。

延床面積は、2,587.26平方メートル。

付属建物、外構、電気設備、機械設備の解体が一式といたしております。

2、予定価格は8,328万1,000円。（取引に係る消費税及び地方消費税を含みます）

3、最低制限価格は7,495万2,900円。（取引に係る消費税及び地方消費税を含みます）

4、落札率は90.0%。

5、工期、契約の効力の発生の日から令和3年1月15日までといたしております。

6、指名競争入札の参加者ですが、過去における公共性のある解体工事の実績などから合計6社の指名を行い、1社の入札辞退がありまして、記載の5社にて指名競争入札を実施いたしております。

なお、本件工事につきましては、令和2年5月28日付で仮契約を締結しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第33号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第18、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。学校教育課より説明をさせていただきます。

議案第33号 工事請負契約の締結について。令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年6月8日、宇美町長木原忠。

- 1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目1番1号地内。
- 2、請負契約額、1億2,551万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,141万円でございます）
- 3、工事請負人、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号、西村建設株式会社宇美営業所、営業所所長西村さち子であります。

提案理由でございます。

令和2年度桜原小学校校舎外壁等改修工事を施行するため、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、別紙資料1ページをお開き願います。

別紙参考資料といたしまして、議案第33号の概要を添付しております。

工事概要でございますが、当該桜原小学校の校舎につきましては、昭和58年2月に建設され、建築後37年が経過しております。鉄筋コンクリート造の4階建てで東棟と西棟の2棟建ての構造となっております。

今回の工事におきましては、建築工事といたしまして、防水改修、外壁改修、アスベストの除去、また既設の空調室外機の移設工事、既設の高架水槽の更新工事を行います。

恐れ入ります。ここで資料2ページをお願いいたします。

2ページには桜原小学校の校舎の配置図を添付いたしております。

斜線で示しておりますのが、今回の工事範囲となっております。向かって右側が東棟、左側が西棟ということで2棟建ての校舎となっております。

工事に先立ちまして、実施設計段階で事前に調査を行いましたところ、東棟1階の正面玄関のひさし部分の建築用の資材の塗材の一部にアスベストが含まれているということが判明しましたことから、今回の工事で除去を行うものでございます。

恐れ入ります。ここで再び資料1ページをお願いいたします。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりとなっております。

工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和3年1月31日までを予定しています。

今回の工事の発注に当たりましては、郵便型の指名競争入札にて実施をいたしましたが、その参加者を記載させていただいています。

今回の工事に当たりましては、特定建設業の許可を有する町内の建設業者3社に加えまして、粕屋建設協力会の会員の中から今回の工事と同規模の工事实績がある3社を加えた合計6社にて実施をいたしており、そのうち町内の西村建設株式会社宇美営業所が落札をしております。

なお、本工事につきましては、5月の28日付で仮契約を行っているところでございます。およそ7か月間の長丁場となります。

学校敷地内での大がかりな工事となりますので、契約締結後は工事業者並びに学校関係者としてしっかり協議を行いながら、子どもたちの安全に配慮して工事を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第34号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第19、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。続いて、学校教育課より説明をさせていただきます。

議案第34号 工事請負契約の締結について。令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年6月8日、宇美町長木原忠。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目4番1号地内。

2、請負契約額、9,328万円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は848万円でございます）

3、工事請負人、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目2番39号、株式会社岩堀工務店宇美営業所、営業所長内田登美雄であります。

提案理由です。

令和2年度宇美中学校体育館外壁等改修工事を施行するため、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、別紙資料1ページをお開き願います。

別紙参考資料といたしまして、議案第34号の概要を添付しております。

当該宇美中学校の体育館につきましては、昭和55年10月に建設され、建築後40年が経過いたしております。鉄筋コンクリート造の2階建てで、2階部分はギャラリーとして、ふだんは卓球の練習だったり、式典の折には吹奏楽の演奏等で利用させていただいています。

今回の工事におきましては、建築工事といたしまして、屋根等の改修、外壁改修、建具改修、また体育館のアリーナのフローリングの研磨を行い、併せてバスケットボール等各種競技のライン引きを行います。

また、電気設備工事といたしまして、高天井の照明器具35台を全てLED照明に交換いたします。そのほか内部トイレ改修工事を行います。便器の洋式化を行うほか多目的トイレを新設いたします。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりでございます。

工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和3年1月の31日まで予定しております。2ページをお願いいたします。

今回のこの工事に当たりましても、先ほどの桜原小学校同様に、郵便型の指名競争入札にて実施をさせていただいています。

ここにはその参加者を記載しています。先ほどの桜原小学校校舎外壁等改修工事の6社のうち、落札者を除いた5社が参加して入札会を執行いたしました。その結果、町内の株式会社岩堀工務店宇美営業所が落札をいたしております。

なお、本業者と5月の28日付で仮契約のほうを取り交わしておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） またこの体育館の工事も長丁場の、半年ぐらいかかる工事と思うんですが、体育館が使えなくなる時期というのはどのくらいあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 工期は7か月を取らせていただいておりますが、内部の改修につきましては、先ほど話した天井のLEDの照明、それから床の研磨と塗装ということになりますので、おおむね1か月にも及ばない程度ではないかなというふうに思っています。学校の授業ももちろんですけども、社会体育等の開放等もございますので、このあたり安全面に配慮しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第35号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第20、議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼いたします。3件目になります、学校教育課で説明をさせていただきます。

議案第35号 工事請負契約の締結について。令和2年度桜原小学校トイレ改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年6月8日、宇美町長木原忠。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目1番1号地内。

2、請負契約額は9,018万9,000円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は819万9,000円でございます）

工事請負人は、福岡県糟屋郡宇美町宇美二丁目15番10号、有限会社大庭建設、代表取締役大庭健次であります。

提案理由です。

令和2年度桜原小学校トイレ改修工事を施行するため、令和2年5月22日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、別紙資料1ページをお開き願います。

別紙参考資料といたしまして、議案第35号の概要を添付いたしております。

工事概要でございますが、当該桜原小学校には児童用のトイレが東棟・西棟の1階から4階部分に男女各1か所、合計8か所ございます。また職員用のトイレにつきましては、東棟の1階部分に男女各1か所として2か所、合計10か所トイレがございます。

今回の工事におきましては、この児童用及び職員用のトイレを洋式化し、併せて多目的トイレを新設いたしまして、環境改善を図ってまいります。

恐れ入りますが、ここで資料2ページをお願いいたします。

2ページには、今回の工事箇所を斜線で示させていただいております。

向かって左側が西棟、ここに位置しますトイレをトイレAと表記させていただいております。また右側が東棟、ここに位置しますトイレをトイレBと表記しております。右下の東棟1階部分には職員トイレがございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

3ページには左側から西棟、それから、その横からが東棟ということで記載をさせていただいております。上段が改修前、下段が改修後となっております。

ほとんどのトイレを洋式化いたしますけれども、中には肌が直接触れるのを嫌がるお子さんもしらっしゃるという中で、平成30年度に施行いたしました宇美小学校のトイレと同様に、一部の便器に和式を採用させていただいております。

また図面左から2番目の下の段に記載しておりますが、今回多目的トイレを新設をさせていただくこととしています。

恐れ入りますが、再度1ページをお願いいたします。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりとなっております。工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和2年10月の30日までを予定しています。

この工事につきましても、先ほどの2件同様に郵便型の指名競争入札にて実施をいたしました。町に指名願が出ております町内の建築業者6社を指名いたしました。そのうち2社が辞退、また2社が先ほどの2件の工事におきまして落札をいたしました関係から、残る2社が参加して入札会を執行し、有限会社大庭建設が落札をいたしております。

本工事につきましても、5月の28日に仮契約のほう締結させていただいております。

この工事の実施に当たりましては、当初夏季休業期間を中心とした施工を予定しておりましたが、このたびの新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、学校の臨時休業に伴います夏季休業期間の短縮等によりまして、当初の計画どおりには工事の施工するのは非常に難しい点もあるかと思っておりますけれども、契約締結後は施工業者並びに学校関係者としっかり協議を行いながら、学校の運営に支障がないよう、何より子どもたちの安全に配慮しながら工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時51分休憩

.....

11時01分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第21. 議案第36号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第21、議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

議案第36号について御説明いたします。

議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に、傷病手当金の支給を行うことについて所要の規定を整備する必要がある。これがこの条例の提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページ、2ページが条例改正分、3ページ、4ページが新旧対照表、5ページが改正内容の説明資料となっております。

内容につきましては、5ページの新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険における傷病手当金の概要についての資料で御説明をさせていただきます。

まずはじめに、制度の概要でございますが、国内の感染拡大防止の観点から、被用者が——ここで言う被用者につきましては、社会保険の被保険者でございますが、被用者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から給与が受けられない場合に傷病手当金を支給することとされておりますが、市町村の国民健康保険におきましては、様々な就業形態のものが加入しておりますことから、傷病手当金につきましては、条例を制定して支給することができることとされております。

いわゆる任意の給付でございますので、国民健康保険において傷病手当金を支給するためには条例の改正を行う必要がございます。

次に、改正の概要について御説明いたします。

まず、①の支給対象者でございますが、これにつきましては被用者、ここで言う被用者につきましては、給与等の支給を受けている国民健康保険の被保険者でございますが、この被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者などとしております。

次に、②支給対象期間でございますが、労務に服することができなくなった日から起算して

3日を経過した日から労務に服することができなかった期間で、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間としております。

次に、③支給額でございますが、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額に日数を乗じて算定した額となります。

次に、④の給与との調整でございますが、給与の全部または一部を受けることができなかったときは傷病手当金の額まで保障することを規定しております。

最後に、⑤の施行日でございますが、この条例は公布の日から施行し、適用する期間は、令和2年1月1日から規則で定める日までとしております。

参考でございますが、規則で定める日につきましては、令和2年の9月30日を想定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 傷病手当についての条例ができたこと、大変喜ばしいことです。

もう一つ、条例について国民健康法77条に法定減免というのがありますよね、7割、5割、2割の。それのほかに厚労省から多分通達があっていると思うんですけど、減免措置をとりなさいと。国が保証するからという。この条例は、今日提出されていないんですよ。それは、宇美町としてはやらないんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今の御質問の減免の件でございますが、当町の減免の規定につきましては、国民健康保険税条例のほうで減免の規定について条項をこう規定をしておりますが、詳しい内容につきましては規則のほうで定めております。

ですからタイミングにつきましては、本議会終了のごろを想定しておりますが、コロナウイルスに関する減免の規定を改正するための規則の改正を今行っている途中でございます。すみません、説明……

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） いやいやだから、条例で定めることによって国が補助すると言っているんですよ。町は、その負担がないわけだから、条例をつくれれば国は補助しますということですから、条例をつくれれば簡単な話じゃないですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） すみません。説明がちょっとうまく伝わりませんでした。宇美町の減免の規定につきましては、大本の部分については国民健康保険税条例の第28条に定めており

ますが、詳細な減免の条件とか、減免の割合とか、そういったものにつきましては別に定めております国民健康保険の施行規則の方で細かいことを既に定めております。

ですから、今回新たにコロナウイルスのために定める減免の規定につきましても、その規則の方に、詳しい内容を定めることとしておりまして、規則ですから議会に提出する案件ではございませんので、本議会には上程していないということになっております。

ですから、規則という形ではございますが、今、おっしゃられているように、国が全額補助を出します減免の規定につきましては、当町におきましても同じような形で規定するということとなっております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今年の1月1日から適用されるということなんですけれども、要するに疑わしいというか、風邪のような症状で熱が出ましたよと。大事をとって仕事を休みました。それによってもう給料は出ませんよと。日々雇いのような方だと思いますけど。

そういった方が、現在までに相談に来られましたか。今までこの対象となるような方が相談に来られたのかどうか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） これまでのところ相談はあっておりません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） これから収束に向かうとは思っているんですけど、第2次、第3波。そういったものが来た場合には、そういったきちんと大事を取って、やっぱり休むということが大事になってくるんじゃないかな。

要は、休んだらきちんと保障されますよと、国民健康保険税ですね、加入者というのは。これどういうふうな周知徹底を行おうと思っておりますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） ちょうど来週になりますが、国民健康保険税の納税通知書を各保険者、被保険者のほうに郵送することとしております。

本日、御議決いただきましたら、この内容について、全ての被保険者に対して直接郵送で送ることとしております。

また、タイミング的にちょうど6月の広報にもぎりぎり間に合いますので、広報誌、それから、町のホームページ、そういったものを使って広報したいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第37号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第22、議案第37号 宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第37号について御説明いたします。

議案第37号 宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、福岡県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給を行うため、当町において行う事務を改めること等について所要の規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由でございます。

この条例案につきましては、先ほど御議決いただきました国民健康保険条例の改正と同様に、新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大を防止する観点から、福岡県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うことに伴い、町の条例に関係条項を新設するものでございます。

また、この改正に合わせて、後期高齢者医療保険料の第6期分の納期の改正を行うこととしております。

お手元の議案の1ページが条例改正文、2ページが新旧対照表でございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

新旧対照表は右側が現行、左側が改正案となっております。

まず、第2条の改正でございますが、第2条は宇美町において行う後期高齢者医療の事務を規定するものでございますが、左側の改正案を見ていただきたいのですが、第8号の規定を第9号に繰下げ、第8号として広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付への事務を追加するものでございます。

次に、第4条の改正でございますが、右側の現行の規定では、第6期の納期について12月1日から同月28日までと定めておりますが、左側の改正案では12月1日から同月25日までと改めるものでございます。

この改正につきましては、年末の休日の配列に影響を受けずに、口座振替対象者の口座引き落としを年内に完了できるようにするために行うものでございます。

最後になりますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 宇美町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第38号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第23、議案第38号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第38号について御説明をいたします。

議案第38号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードの手続等について、所要の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

お手元の議案の1ページが条例の改正分、2ページが新旧対照表でございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表にて御説明をいたします。

新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案となっております。

右側の現行の欄を御覧ください。

別表第1、第2条関係の抜粋を記載しておりますが、改正の内容につきましては、上段の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条に規定する通知カードの再交付に係る手数料の規則規定をを削るものでございます。

最後になりますが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

では、訂正の申し出がっておりますので、発言を許可します。八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 失礼いたします。

先ほど議案第36号 宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての丸山議員からの御質問の中で、この周知広報の方法についてお尋ねがあったときに、当初、納付書の中にチラシを同封して全戸に配布すると申し上げましたが、これは誤りでございまして、この傷病手当金の周知につきましては、町の広報誌とホームページによる広報としております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） いいですね。では、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 宇美町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第39号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第24、議案第39号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第39号について御説明させていただきます。

議案第39号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億6,346万4,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、先ほど御議決いただきました議案第36号の宇美町国民健康保険条例の一部を改正する条例により、新たに支給することとなった傷病手当金の制度に係る関係予算でございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

2款7項1目傷病手当金200万円の追加は、傷病手当金の額を枠出しで計上したものでございます。

続きまして、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金200万円の追加は、傷病手当金に対する県からの交付金で、傷病手当金の支給額全額が交付されることとなっております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 多分ないとは思いますが、例えば介護施設なんかでクラスターが発生しましたと。そこの従業員の方が、感染しましたと。そうなった場合には、かなりの支出が見込まれるんじゃないかなと思います。

これは、200万円超えたらどうなるんですか。その分はまた追加で県からくるとかなるのか。

それともう1点、発生しなかった場合、これ全額県に返すことになるんですか。どうなるんでしょう。教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） まず1点目、200万円不足する可能性あった場合。これにつきましては、一応、国民健康保険のほうでも予備費というのを準備しておりますので、状況によりまし

ては予備費を利用させていただく、予備費から使うこと等を考えております。

また、幸いにも何もないという可能性、その場合につきましては、この歳入額につきましては、実績に応じて支給されるというふうに聞いておりますので、その場合はもう返還ということじゃなくて、まず頂かないということになるかと思えます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和2年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第40号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第25、議案第40号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井上下水道課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） それでは、議案第40号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、貴船5丁目地区の給水に伴う経費を補正するものでございます。

第2条で、収益的収支の収入において、既決予定額7億6,439万6,000円を4,455万円増額補正して8億894万6,000円とするものでございます。

第3条で、資本的収支の支出において、既決予定額3億4,415万3,000円を2億1,107万円増額補正して5億5,522万3,000円とするものでございます。

資本的収入が、資本的支出額に対し不足する額5億2,507万3,000円は、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金などにて補填することといたしております。

予算書4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益3目負担金2節負担金の4,455万円の増額は、貴船5丁目地区の給水申し込みによる一般負担金を見込み増額補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出におきまして、1款資本的支出2項改良費3目配水設備工事費2億1,107万円の増額は、貴船5丁目地区の配水設備工事費及び量水器取替工事を計上するものでございます。

恐れ入りますが、議案資料綴り2ページの令和2年度上水事業箇所位置図を御覧ください。

位置図の右下に赤の線で示しております県道福岡太宰府線（原田3丁目外（1）配水管布設替工事。青い線で示しています県道福岡太宰府線（原田3丁目外（2）配水管布設替工事及び位置図の中央下の町道長谷～大谷線配水管布設替工事は既設配水管の増径工事となります。

貴船5丁目地区へ給水を行う場合、現在給水を行っている一部の地域において水圧の低下が発生するため、その3工区の管路の増径を行うものでございます。

また、位置図左下の貴船5丁目地内（1）配水管布設工事及び貴船5丁目地内（2）配水管布設工事は、新たに配水管の設置、受水槽及び加圧給水装置を設置するものでございます。

量水器取替工事は、既設量水器の取替えを行うものでございます。

今回の補正予算により、本年度の収支は6,087万余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残は2億7,569万円余となる見込みでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議いただき議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入と資本的支出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。9番、脇田議員。

○9番（脇田義政君） 4ページから5ページの資本的収入支出関係なんですけど、宇美町の水道事業、これは地方公営企業法の適用を受けている地方公営企業だと私は思っております。この地方公営企業の経営については、2つの原理原則が貫かれていると思っております。

まず1つは、この公営企業の事業に伴う経費は、その企業の経費に係る収入をもって充てなければならないという独立採算制の原則、まず、これが1点。

それから、企業からサービスを受ける者は、その受益を受ける対価として受益者負担金を払わなければならないと。負担区分の原則、いわゆる受益者負担の原則。この2つの原理原則を徹底

して貫けば、私は公営企業の制度設計には、初めから国の補助制度とか、そういったものは想定されていないと思います。基本的にはないと思っております。

今回のこの工事、配水管の設備工事費等に関しても、こんな単発的な工事、そして、原因者と受益者が分かっている明確な工事について、私は国庫補助制度があるかないかちょっと分かりませんが、恐らく仮にあるとしても、補助事業としての採択は受けられないと思っております。だから今回の補正についても、工事費は予定額上げておられますが、歳入については上がっていないんじゃないかなというふうに私は理解してるところですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） ただいま御質問の独立採算性、受益者負担ということで、この受益者負担金につきましては、今回補正の中では負担金というのは、工事負担金については計上されておられません。

当然これ受益を受けるということで、今後地元と協議をいたしまして、この工事負担金というのが予算に上がってくるものでございます。

補助金につきましては、確かに今回一部該当するというので、さきの全協で報告をしています。この補助金につきましては、該当するものについては県と相談しながら、申請できるものがあれば申請に行くということで行っていきたいと思いますので、今回は補正には上がっていませんけれども、補助金関係が確定した折には、補正予算で計上するということになります。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 脇田議員。

○9番（脇田義政君） 一応、補助制度はあるということですかね。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 国の補助制度は存在します、あります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。脇田議員。

○9番（脇田義政君） 何点かお尋ねしたいんですけど、地方債を財源とすることについても、今回は上がっていませんけど、私はもうそれは当然だと思います。地方債を財源にするという事業については、やはり初期の投資とか、あるいは市街地の再開発とか大規模開発で人口がすごく増えるという見込みがある場合と事業認可を取った場合とか、あるいは施設の更新あるいは老朽化、そういった長寿命化対策等計画的な事業、そういった事業認可を取ったものについては、国の地方債計画に基づいた地方債許可方針に基づいて適債事業とされますが、今回こういった地方債についても上がっていませんので、そういった起債事業としては要件は整っていないということのふうに理解していますけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 地方債でございますけれども、水道事業には2つの起債がございまして、一般会計出資債と水道事業債という2つの起債がございまして、

通常、一般会計出資債につきましては、国の補助と同時で借入れをするものでございまして、これはちょっと性格が違っていて、一般関係出資債については、一般会計で企業会計に出資をする、繰り出しですね。そういう場合には起債の対象ということになります。

もう一つの水道事業債については、水道企業のほうで直接借入れをする事業債になります。これについては、交付税措置がない、いわゆるただの借金になりますが、今回は、この事業に対しては交付税措置がないということで、借入れ等は考えておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 脇田議員。

○9番（脇田義政君） 分かりました。

私は、先ほど言ったように、独立採算制の原則と受益者負担の原則を貫けば、こういった国庫補助制度とか、地方債の借入れとかというのは、厳しく制限されているというふうに私は認識しております。

また、国の補助じゃないんですけど、一般会計からの補助あるいは繰り入れ等についても、これは非常に法令で厳しく制限・制約がされております。幾ら市町村長と言えども、恣意的な判断により行うことは到底許されてはおりません。

もしこのような行為によって、例えば、町に損害を与えた場合等は、当然これは住民監査請求が行われますし、また、最終的には、損害賠償請求訴訟、住民訴訟を起こされる可能性もあるということで、やはりこの辺は公営企業と一般会計との間のやりとりは十分注意しておかなければならないと思っております。

最後に、今回の工事については、原因者が明確であり、また、受益者も明確でございますので、その工事の費用については、当然、原因者、受益者が支払うべきものだと思っております。その辺については、先ほど藤井課長から今後交渉していくというふうな回答があったんですけど、私はそういうふうに思っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この工事負担金につきましては、私も同様に原因者負担ということで考えていますので、地元の方についても、これは合意形成はできているというふうに私も思っております。そういうことで、今後は協議をしていくこととなりますけれども、負担の金額については、今後、協議していくこととなりますけれども、いずれにしろ原因者負担ということで負担はお願いしたいということでやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 資料でいきたいと思います、資料1ページ。ここにこの2億1,107万円、その他財源と書いてあるんですけど、このその他財源というのは何なんですか、詳しく教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） 資料の財源内訳での、その他財源でございます。

今回補正で2億1,107万円補正をすることによって、この財源が何かということですが、この財源につきましては、資本的収支に不足が生じる場合には、補填財源というのを使用することになります。

内訳につきましては、先ほど御説明いたしました予算書の1ページ、1ページの第3条で括弧書きがございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額ということで続きますけれども、ここに補填財源として6種類の補填財源を今回充てるということになっております。

この補填財源とは何かと申しますと、減価償却などで現金の支出を伴わない支出。これによって、会計内に留保される資金を補填財源と言っています。この資金を、企業会計のルールに基づいて財源として使用しているということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） この資料の2。私この赤い色で示してある分と青色で示してある分がよく分からないんですよ。何の差があるのか、どういうこの赤と青の色分けをしてあるのか、教えてくださいませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この既設の配水管の布設替えにつきましては、一応3つに分けています。赤と青と位置図の中央。町道長谷～大谷線配水管布設替工事。この3か所になるんですけども、これは特に理由はありません。工区を3工区に分けて発注するというので、特に理由はございません。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 何でこの理由がないのに色分けをするんですか。

それと、今回は工区は何工区、一応5工区ですか。その辺をもうちょっと詳しく教えていただけないですか。

色分けしておる理由も何か、特に理由がないなら何で色分けしているのかも教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 藤井課長。

○上下水道課長（藤井則昭君） この件につきましては、神武課長補佐のほうから答弁いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 神武課長補佐。

○上下水道課長補佐（神武佳史君） 失礼いたします。

今回の工区分けとしましては、今後の工事量、延長等がございまして、今年度で実施する期間を考慮しまして、この3工区に分けて発注して今年度中に終わらせるということで今回3工区に分けました。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 聞いたことって分かって答えられているのかなど。何で色分けしているんですかと。意味がないなら色分けする必要もないじゃないんですかと。5工区と言ったら、何か3工区と言ったり、どうなんですか、それ。はっきり言ってくださいよ。毎回答弁が分かんないんですよ、本当に。ちゃんと答えてください。

議長もちょっと言ってくださいよ、ちゃんと答えてくださいと。その答弁じゃ分からないから、本当に困っているんですよ。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 神武課長補佐。

○上下水道課長補佐（神武佳史君） 大変失礼いたしました。

今回5工区に分けさせていただいているのは、まず、この青、赤、真ん中の、これは増径工事になります。あと左側の赤と青、この団地内の2工区でございまして、これは新しく新設する工事でございます。

今回、先ほども申し上げましたが、この工事を一帯で発注すると。今後のボリュームを考えますと年内に終わらないという可能性もございまして、現場の施工性を考えながら、その3工区に分けて、県道の部分は3工区に分けて、こちらの新設の2工区については、2本に分けて今度計画をしたものでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和2年度宇美町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第41号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第26、議案第41号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第41号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2億2,538万9,000円を追加し、予算総額を160億9,763万5,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を併せて提案をいたしております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、別紙の6月議会議案資料綴り一般会計補正予算（第2号）事業一覧表を御参照ください。

予算書20ページ、21ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の庁内共通事務備品管理費では、庁舎南館に設置している再リース中のシュレッダーが故障し、修繕を行うための部品供給が停止しており新たにリースするもので、シュレッダーリース料20万2,000円を計上しております。

8目自治振興費、地域コミュニティ支援事業費のコミュニティ助成事業補助金250万円は、宇美町コミュニティ助成事業補助金交付要綱に基づき原田下自治会における子どもみこし実施のための備品、みこし、太鼓等の購入費に対し交付するものです。

なお、この事業経費につきましては、財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報の目的で交付するコミュニティ助成事業助成金として100%の負担となります。

次に、11目防犯対策費、防犯対策事業費では、防犯カメラシステム支援自動販売機等の設置及び管理に関する協定書に基づき設置する防犯カメラ10台分の電気料として5万円を計上しております。

17目町制施行記念事業費の100周年事業推進事業費4,528万3,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の見直しによる減額で、その主なものは、8節報償費、記念式典関係等講師謝礼金128万8,000円の減額、9節旅費、アンバサダー旅費40万円

の減額、一番下になりますが13節委託料、22ページ、23ページをお願いいたします。追加事業として、蹴—1グランプリ福岡大会スペシャルイベント実施業務委託料50万円を計上していますが、そのほか減額で、記念式典運営等業務委託料750万円減、宇美キッズパーク運営業務委託料880万円減、スペシャルウィーク事業運営業務委託料2,272万5,000円の減、広報PR業務委託料125万円減などがございます。19節負担金、補助及び交付金では、町民提案自主事業交付金175万3,000円の減額補正をしております。

次に、19目緊急経済対策費、休業要請協力店舗等協力金給付事業費は、本町独自の新型コロナウイルス感染症緊急支援策として、福岡県の休業要請に応じて休業、営業時間の短縮など、密を避ける対策を実施した事業者に対し、協力金として1事業者に対し10万円を給付するもので、事務経費及び19節負担金、補助及び交付金で休業要請協力店舗等協力金1,000万円を計上しています。

なお、この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次のプレミアム付き地域商品券発行事業費も同じく本町独自の緊急支援策として、営業活動の縮小または休業等を余儀なくされた町内商工業者の事業継続を支援するため、プレミアム付き地域商品券発行事業補助金750万円を増額補正しております。この事業につきましても地方創生臨時交付金を活用いたします。

24ページ、25ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費4目障害者福祉費の障害者地域生活支援給付事業費は、手話通訳者派遣事業において、聴覚障がい者に感染症が疑われる場合や、災害時に交通手段が遮断され現場に派遣することができない場合に、タブレット端末を活用し、遠隔通信で映像により手話通訳を行うため、電信電話料5万円を計上しております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の子育て世帯応援給付金給付事業費も本町独自の緊急支援策として、学校の臨時休業や保育施設等の利用自粛などに伴う育児負担、家計の食費増加による経済的負担を緩和するための子育て世帯に対する応援給付金として、対象児童1人につき5,000円を支給するもので、事務経費及び19節負担金、補助及び交付金、子育て世帯応援給付金3,497万円を計上しております。この事業も地方創生臨時交付金を活用いたします。

2目児童手当費、児童手当関係経費は、6月1日時点の児童の養育状況を把握するため、通常は、郵送での提出は届出人に郵便料を負担していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として郵送での提出を促すため、返信用封筒費用として消耗品費1万円、返信用郵便料31万5,000円を計上しております。

次に、4目子育て支援事業費の放課後児童健全育成事業費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により開所する放課後児童クラブの人材確保等に係る経費として、放課

後児童クラブ運営業務委託料915万2,000円を計上、負担金、補助及び交付金では、26ページ、27ページをお願いいたします。同じく緊急事態宣言発令後の4月8日から5月31日までの利用自粛に係る保護者の利用料返還分を事業者に補助するため、放課後児童健全育成事業費補助金193万7,000円を計上しています。

28ページ、29ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費の財源構成については、歳入の町債で御説明をいたします。

30ページ、31ページをお願いいたします。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団活動支援事業費の消防団員公務災害補償費は、消防団員の負傷による消防団員公務災害補償費として2万3,000円の増額補正をしています。

4目防災対策費、防災対策事業費は、災害時の避難所等で使用する新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入費、パーティション、サーモカメラセット、非接触体温計など573万1,000円を計上しています。この事業につきましても地方創生臨時交付金を活用いたします。

5目災害対策費、災害対策事業費では、新型コロナウイルス感染症対策及び災害対策として、消耗品費44万8,000円を計上しております。

32ページ、33ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費、学校管理関係経費は、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されたGIGAスクール構想において、小学校児童1人1台端末の整備スケジュールが加速化されたことにより、情報機器構築手数料2,373万1,000円、情報機器購入費1億786万5,000円を計上しています。

なお、この一般財源分につきましては地方創生臨時交付金を活用いたします。

2目教育振興費では、国の新型コロナウイルス感染症対策により、学校保健特別対策事業費補助金が創設され、学校設置者が実施する感染症対策の経費が対象となるもので、各小学校教育振興費において、保健衛生用品、マスク、消毒液など、消耗品費を計上しています。また各小学校における通信運搬費電信電話料は、新型コロナウイルスの影響により、保護者に連絡する際、学校の回線が不足しているため、各小学校用携帯電話分を計上しています。

なお、原田小学校教育振興費、消耗品費80万1,000円のうち64万につきましては、令和2年度から福岡県の指定を受けているふくおか学力アップ推進事業に係る経費として計上しています。

34ページ、35ページをお願いいたします。

3項中学校費1目学校管理費、学校管理関係経費は、小学校費と同じく中学校生徒1人1台端末の整備といたしまして、情報機器構築手数料1,135万6,000円、情報機器購入費

5,161万5,000円を計上しています。

なお、一般財源分につきましては地方創生臨時交付金を活用いたします。

2目教育振興費、各中学校教育振興費も、小学校費と同じく学校保健特別対策事業費補助金に基づき、保健衛生用品、マスク、消毒液など消耗品費を計上しています。また各中学校における通信運搬費電信電話料についても、新型コロナウイルスの影響により、保護者に連絡する際、学校の回線が不足しているため、各中学校用携帯電話分を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14ページ、15ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金では、国の新型コロナウイルス感染症対応として交付される地方創生臨時交付金1億5,487万4,000円を計上しています。

3目民生費国庫補助金では、障害者地域生活支援給付費補助金1万7,000円は、歳出で計上しております手話通訳者派遣事業に対する国からの補助金です。

次の放課後児童健全育成事業費補助金369万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により開所する放課後児童クラブの人材確保等に係る経費分として305万1,000円、緊急事態宣言発令後の放課後児童クラブ利用自粛に係る保護者の利用料返還分として64万5,000円を計上しており、国の補助率は3分の1となっております。

9目教育費国庫補助金では、学校保健特別対策事業費補助金は、小中学校で実施する感染症対策の経費として購入する保健衛生用品、マスク、消毒液などが対象となるもので57万3,000円を計上しており、国の補助率は2分の1となっております。

次の公立学校情報機器整備費補助金、小学校6,817万4,000円、同じく中学校3,289万4,000円は、歳出で計上しているGIGAスクール構想における小中学校児童生徒に1人1台端末の整備に対する国庫補助金、合計1億106万8,000円を計上しています。

14款県支出金2項県補助金3目民生費県補助金の障害者地域生活支援給付費補助金8,000円は、国庫補助金と同じく手話通訳者派遣事業に対する県からの補助金です。

放課後児童健全育成事業費補助金369万6,000円につきましても、国庫補助金と同じく小学校の臨時休業により開所する放課後児童クラブの人材確保法等に係る経費分として305万1,000円、緊急事態宣言発令後の放課後児童クラブ利用自粛に係る保護者の利用料返還分として64万5,000円を計上しており、県の補助率は3分の1となっています。

8目教育費県補助金、ふくおか学力向上推進事業費等補助金は、令和2年度から福岡県の指定を受けているふくおか学力アップ推進事業に係る経費分として29万円を計上しており、県の補助率は2分の1以内となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、392万7,000円の増額は、本

補正予算の財源とするため基金の取崩しを行うものです。

6目町制施行100周年記念事業基金繰入金は、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の見直しにより、繰入額4,528万3,000円を減額するものです。

19款諸収入7項雑入8目雑入、コミュニティ助成事業助成金は、原田下自治会における子どもみこし実施のための備品、みこし、太鼓等の購入における補助金に対し、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報の目的で交付するコミュニティ助成事業助成金250万円を計上しています。助成金は100%となります。

次の消防団員等公務災害補償金は、消防団員等公務災害補償等共済基金から支払われる2万3,000円を計上しています。

20款町債1項町債1目土木債4節防災対策事業債、急傾斜地崩壊対策事業1,700万円の減額、次の6節緊急自然災害防止対策事業債、急傾斜地崩壊対策事業1,700万円の増額は、新田原地区急傾斜地崩壊対策事業において、当初は防災対策事業債を借り入れる予定としておりましたが、今年度に入り、元利償還金の70%が交付税措置となる緊急自然災害防止対策事業債が借入れの対象となることが確認できたため組替えを行うもので、歳出の8款土木費の財源更正の内容となります。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正では、粕屋南部消防組合負担金、令和元年度同意債償還分、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額83万9,000円を追加しております。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正では、1、追加は、先ほど御説明させていただきました緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,700万円を追加し、2、変更は、防災対策事業債の限度額をゼロとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時04分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。

歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

質疑のある方はどうぞ。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） まず最初に、これは資料の中でいきたいと思います。

1ページで、コミュニティ助成事業250万円上がっていますけれども、これは非常にありがたい事業だなと。全額宝くじから出るということですが、ここ5年ほどの申請状況、そしてどんなものが採択されたのか回答していただくことはできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） この5年というところで言いますと、実はございません。この5年の間においてはです。ただ、これまでの実績を申し上げますと、例えばとびたけ2地区での、やはり同じようなみこしとかそういったもの、それから桜原地域での子どもさんが使われる遊具関係とかいうものがございしますが、聞くところによりますと、続けて採択されることがまずないということです。

そこら辺を調整しながら、当然地域からの御相談があれば積極的に申請するよというふうにはしておりますが、その辺りも鑑みながら運用をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） それで、その後聞こうと思っていたのが、要は各自治会とかコミュニティで、こういった制度をちゃんと御理解されているのかと、その周知の方法です。何か募集しますけどありませんかみたいな、どういうふうな自治会あるいはコミュニティ、あるいは役場の事業でも採択されることもあるし。

私は、昔、さんさん21で耕運機を買いました。全額出まして、管理機を5台ほど買ったりしたこともあるんですけども、そういった中で、こういった周知の方法をされているのかなあと。その辺をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まちづくり課としましても、積極的にこのような助成を活用していただきたいということで、今はコロナの関係で開催することができておりませんが、大体毎月5校区の定例を行っております。そこには自治会長もお越しになられます。そういう場で、こういった情報を積極的に御案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 次に、資料の2ページでございます。

プレミアム付き地域商品券の発行事業ということでお尋ねしたいと思いますが、これは総額で1億2,000万円、この1億2,000万円の金額の設定、どういったことで行っているのかと。と言いますのも、これまでが8,250万円だったと。それはプレミアム率が10%、拡大版ということで理解していますけれども、どうしてこの1億2,000万円という金額が決まったのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 今般のコロナの影響によるプレミアムにつきましては、主体としましては、当然ながら県連ですね、商工会の県連が行っております。20%にプレミアム率を引き上げることにより10%の調整を行うと。県が10%の助成を行うということが、まず前提としてございます。

そのような中で、宇美町の商工会と協議を重ねる中で、ぜひ1億円というところまで引き上げたいと。これにプレミアムの2,000万円を加算した額で、町も協力していただけないかというふうなお話でした。そのような御要望を受けて決定したものとなります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） そこで、例年の状況を見ますと、結構早く売り切れたりしていたんじゃないかなと。この金額をさらにもっと引き上げて、地元にお金が回るような取組っていうのを、もうちょっと例えば1億5,000万円とか、うまく行けば2億円とか、そういったところまで引き上げる可能性とかという考えはなかったのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 限りある財源ではありますので、その辺りは前提にはなりますが、実は私のほうから、もう少し金額を上げませんかというような投げかけもしたところです。

ただ、この辺りは他の市町村の商工会とのバランスとかもあるようですね。この1億円をお願いをしたいということでございましたので、最終的に1億2,000万円になったというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 予算書の23ページ、2款1項19目、ここの議案綴りの1ページの下になるんですが、休業要請協力店等協力金給付事業費ということで、これ、1,000万円ほど予算を上げてありますが、100件分の予算を取ってあると思うんですが、町のこれに該当する業者というのはどのくらいあるんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君）　まずは制度の内容を御説明をさせていただきますが、4月14日に福岡県が緊急事態宣言を受けて、休業要請等を行う業種というのを発表しております。

ちょっと長くなりますが、まずキャバレーナイトクラブ等の遊興施設、それから学習塾等、それからスポーツクラブやマージャン店などの運動施設や遊戯施設、それから生活必需品以外を売っている商業施設、それと飲食店。この飲食店のうち居酒屋については時間短縮、休業じゃなく時間短縮でもいいよというようなことでなされています。

これらを基に件数を、こちらのほうで把握するためにいろいろ調べました。今般は経済センサスを基に数字を算定しています。経済センサスを基に宇美町内で、このような事業を営んである業者さんの数が108です。

私どももこの休業要請があった後、夜、昼間も含めてですけど町内を回ったりしまして、実際に休業をしているとか時間短縮しているお店はどれぐらいだろうというのを見て回りました。

意外と皆さんは開けていらっしゃいます。当然収益を上げないといけないからですね。そのようなことから8件程度を減らしての100件と。8件を減らして100件にしたというところがございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君）　ほかにはありませんか。丸山議員。

○1番（丸山康夫君）　これは歳入のところで聞きたいと思います。

17ページです。

町制施行100周年記念の事業の基金です。これは今回4,500万円ほど戻すということになります。これは今後のこの基金の運営方針、これはどのように考えてございますか。回答していただけますか。基金の運用方針、今後ですね。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君）　中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君）　町制施行100周年記念事業基金については、令和2年度の当初予算におきまして、8,007万5,000円を繰入れして1万5,000円になったということがございますが、6月の補正予算において事業見直し等が行われまして、4,528万3,000円を基金に積み戻すということがございます。

この100周年事業につきましては、今年度の事業等の見直し、そういったことがなされているもののまだ確定していない部分もございますので、やはりこの基金として、特定目的基金として残すというような形で考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君）　丸山議員。

○1番（丸山康夫君）　あと15ページの地方創生臨時交付金、今回1億5,487万4,000円と上がっています。ちょっと気になるのが、先ほどの休業補償とか1,000万円ほど上がって

いますけれども、これが例えば50件しか申請がなかったよと、500万円使わなかったよと。

要はこの1億5,487万4,000円に満たない、支出額が満たないような事態も発生するのかなということ考えています。そうなった場合に、このお金っていうのは国に返すんですか。ほかに何か使えるものをまた充当するとか、そういう考えがあるのか回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） この交付金につきましては、事業間の流用を認めるということになっております。まずはそこは優先されるということ。

それから、1億5,400万円ということにしておりますが、それ以上のものを予定しております。今般は1億8,000万程度というところで、そのうち1億5,400万円がこの交付金を使うという形にしておりますので、それら町の持ち出しの分にも充当をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 事業一覧の2ページ、子育て世帯応援給付金事業費ということで5,000円を支給をされるということなんですけども、今後、今も国会審議で、地方創生交付金が2兆円増加ということで審議されていますけども。

これは、その審議が通れば、この2兆円をいずれにしても宇美町にも入ってくるわけですから、今後、この5,000円じゃ、ちょっと足りないよと、少ないよと。今、今週中に、多分、二次補正予算は可決すると思うんですけど、まずはこの子育て給付金に地方交付金を充当されるかどうかということをお聞きしたいんですけど、今後です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 議員はおっしゃられるとおり2億円追加されると。聞くところによると、11日の日に国会で可決されるのではないかと。ああ、2兆円です。済みません。

2兆円ですね。失礼しました。そのうち幾ら宇美町に配当されるか、配分されるかはまだ不透明であります。当然これについて、あらかじめ今検討を進めているところでございます。議員が、今、おっしゃられたような内容を含めて検討をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 事業一覧の3ページの一番下、避難所環境整備事業についてお尋ねします。

このパーテーションとかサーモカメラセット、ハンディーサーモ等のこういう備品ですが、各避難所に全て満たせるような数で用意できるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木危機管理課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 私のほうから、危機管理課のほうからお答えをさせていただきます。

今回の備品に関しては、全てが満たせるという状況ではございません。ただ、今後、臨時交付金等もございますので、そういったものでそろえていこうかというふうには考えております。

ただ、今回用意する物につきましては、現在の避難者、過去の避難者の実績に応じて、各校区コミュニティ、10セット以上の15セットぐらいまでは配付できるかなど。そういったところで今は計算をしております、パーテーションについては、今後順次増やしていきたいというふうに考えております。

それから、サーモカメラセット、ハンディーサーモという部分なんですけど、ここにつきましては、避難所の開設については限定をして開設するようにしています。ですので、固定型のサーモカメラについては一定箇所に固定すると。

ハンディーサーモにつきましては、固定カメラを置いていないところに置きまして、そこで入ってくる避難者の受入れの健康状態を確認するというようにしております。

このハンディーサーモについても、今後の災害対策を考えたときには、順次増やしていく必要があるだろうというふうに今は考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今後、祭りの時期を迎えて、また自然災害が起こってくることを想定しますと、このコロナウイルスも感染する中で、拡大する中で、やっぱり避難所の本当の運営というのは、ものすごく大変になってくると思うんですね。

やっぱり、今までみたいに密に入ってもらってというわけにはいかんと思うんですね。幅広く施設を使わないといけないと思うんですけど、その辺はどんなふう考えてありますか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 議員はおっしゃられるように、今回の避難所運営につきましては、今までとは違う収容の仕方をしなければなりません。

とりあえず避難していただくというような従来型ではなくて、まず各家族間については、2メートル離してくださいというような指針が出ております。今回につきましても、その2メートルの離隔を取った場合に、どれだけ入るかっていうようなシミュレーションも行っております。

まず考えておりますのは、前回の全員協議会の中でもお示ししたとおり、まず武道館を考えております。その次に避難準備情報とか、そういったものが出てきますと、宇美商業高校であったり、宇美東小学校であったり、宇美小学校であったりの体育館を想定をしているところでございます。

うみハピネスにつきましては、福祉避難所の指定を受けておりますので、介護を要する方もしくは在宅療養、在宅酸素療法とか透析療法をされているような、自宅透析療法なんかをされているような障害を持ち、もしくは介護を必要とする方をうみハピネスの福祉避難所に収容する計画としております。

今はその計画を作りまして、職員で今検討をして、今後、梅雨の時期、もうすぐ梅雨に入るとは思いますけれども、その運用を図っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。2番、平野議員。

○2番（平野龍彦君） 議案書綴りの3ページの防災対策事業費、黒川議員の関連になるかと思いますが、福岡県の指導では車中泊ですね、今の答弁の中に車中泊についての対処方針の説明がありませんでしたが、福岡県のほうでは車中泊を促すと、佐賀県、長崎県は駄目だという報道でございますが。

宇美町におけるその車中泊に対するシミュレーション、あるいは対処方針について、ちょっと気になってますんで、あえて質問をさせてもらいたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 車中泊についてのお問合わせでございますが、今月6月15日以降に発行されます広報うみにおいて、ページ1面を使いまして、これから迎える梅雨や台風などの自然災害に備えましょうということで、1面を使って災害避難所、コロナウイルス感染症対策について広報を出すわけですけれども。

その中でもまず掲載をしておるのが、自分が住んでいる場所は避難の必要があるかという御確認をお願いします。それから2つ目が、開設している避難所を確認してくださいというような文章も出しております。

その中で、まず避難所に来るということは非常にリスクが高いということを分かってください。ですので、まず親戚や友人、そういった方に避難できる場所はございませんか、自分で確保はできませんかというような案内も出しております。

その中の一言に、感染対策を講じるために車中泊も考えてはどうですかという案内も今回は載せておりますので、当課としては、避難所に入らずに車中泊を認める方針でございます。

ただし、車の中で寝泊まりをされるということになりますと、やはりエコノミークラス症候群というのも心配されるわけでございますので、そういったものについては、車中泊をされた方々に関しては、職員による巡回等でお声がけをしたりとか、健康状態の確認というのは当然必要になってくるかというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） ただいまのシミュレーションは予想外の回答をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、議案書綴りの4ページです。

10款3項1目学校管理関係経費についてお尋ねしたいと思ひます。

気になる点のみ質問をいたしますので、簡潔に御回答をしていただければと思ひます。

この情報機器購入とか、このスケジュール。今年、令和2年度での早急に整備をすると言われていてます。その令和2年度といひますのは、来年の3月までなんですけど、大体そのスケジュール、先般もちょっとお尋ねしましたけど、現段階におけるそのスケジュールです。

小学生・中学生では学びの場が奪われておひます。夏休みも短縮、当町における夏休みは、たしか16日ぐらいだったと思ひます。篠栗町は10日ということで、生徒児童が特に気になりますね。第二波・第三波、早くて10月には来るだろうという情報もありますんで、いつ頃シミュレーションを導入、その全体的な導入は時間がかかるでしょうけど、その部分的な導入とか、その辺もちょっと検討をしているのかどうか御説明していただければと思ひます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） それでは、学校教育課のほうから回答をさせていただきます。

今回このGIGAスクール構想の中で示されておひます児童生徒1人1台端末の整備については、当初、国は令和2年度から令和5年度までということで、4年度に分けて整備を行っていくということでございましたけれども、今回のコロナウイルスの影響からも、国としても早急にもう進めていくんだと。

一つには、全国の自治体でも差異があるということで、今回はもう全国一斉に進めるということになっておひます。その結果、全国一斉での整備というふうになりますと、なかなか本当に物の調達に難しいんじゃないかといったことの御心配であろうかと思ひます。近年では、一昨年からはエアコンもそうであったように、全国一斉になると、人と物の取り合いといったことが想定されるわけでございます。

そうした中、当町においては3,544台という相当な整備台数になるわけでございますけれども、当初は県あるいは糟屋地区内での共同調達ということも想定をしておひましたけれども、ここに至ってはそういった動きでいくと、なかなか行き着かないんじゃないかということで、先日糟屋地区内でも協議を行ひまして、それぞれ単町での発注を行うということで申合せを行つたところなんです。

そうした中で、当町におきましては、現在仕様書の最終確定を行つておひますが、本議会で承認をいただきましたら、早々に発注をさせていただきたいというふうにおひます。

現時点で仕様書の中に謳つておひますのは、令和3年の1月末を目途として整備を進めていき

たいと。1月末までにはこの3,500台整備をしたいということで仕様書の中に謳わせていただいています。もちろんその3,500で一括納品ということではなく、そろったものから納めていただくということで出来高払いというような形で支払いのほうも行っていきたいというふうに思っています。

ですから、もう整備がそろったものから、現場のほうに下りていきたいというふうには思っています。また、それまでの間については、昨年度、各学校にiPadを22台ずつ整備をさせていただいておりますので、こういったものを有効に使いながら、あわせて今回計上をいたしますタブレットのほうを順次整備していくことで、ICT環境の整備を拡充していきたいというふうには思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○2番（平野龍彦君） わかりました。福岡市では不登校、学校に出てこない不登校の児童生徒に、双方向型の授業ができるように、Zoomでもう既にやっています。

たしか英語、来週からは数学、算数ということで、全体的には来年1月でしょうけど、部分的なそういうコロナ対策のを踏まえて、不登校さんを優先できないものかと、あえて質問をさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○危機管理課長（藤木義和君） 今回整備いたしますタブレット型のパソコンについては、学校での授業はもとより各家庭の貸出し等も考えているところです。そうした中で、学校、家庭、切れ目なく学習支援を行っていきたいというふうには思っています。

先立って実施しました各家庭のICT環境調査の中にあっても、そういったタブレット等をお持ちでない家庭、またインターネットの環境が整っていない家庭とも、具体的な数字もこちらのほうで把握しておりますので、そういったところでの支援を行っていききたいと思います。

あわせて、学校に来られていないお子さん等についても、今後学習支援を行っていききたいというふうには考えています。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

13番、南里議員。

○13番（南里正秀君） 私は本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症に伴うもので、本町独自の追加支援策として、休業要請協力店舗等協力金給付事業費、プレミアム付き地域商品券発行事業費、子育て世帯応援給付金給付事業費などが大幅に増加されています。そのほかにも国県の交付金や補助金を活用した事業がたくさん計上されています。

一方、町制施行100周年事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から大幅に見直され、減額されています。非常に残念なことではありますが、災い転じて福となることを願ってやみません。

町民や議会からも多くの要望や提言がなされていると思いますが、一つ一つを精査しながら、厳しい台所事情を抱えながらも、今できる最善の施策を打ち出されていると思っています。

また、行政職員の皆さんが、分離型勤務や交代型勤務など過去に経験されたことのない業務環境の中で、特別定額給付金交付の事務など多くの業務に全力で取り組まれていることに感謝いたします。

ただ、新型コロナ感染の終息の見込みも立たない状況の中で、第二波・第三波が来ることも予測されることから、今後も追加補正予算等臨機応変の対応が必要になってきます。

確かに他市町の施策と比較して批判される向きもあると思いますが、宇美町は宇美町、自信を持って今後も事業を進めていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症がいつ終息するのかわからない状況の中で、町民のために頑張っている行政職員の皆さんにエールを送るとともに、今は地方自治の両輪を成す行政と議会が一枚岩となってこの難局に向かい、次の100年に向けた明るい展望が見えてくることを切に願って、私の賛成討論といたします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和2年度宇美町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会することにいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時28分散会
